

定 款

センコーグループホールディングス株式会社

センコーグループホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、センコーグループホールディングス株式会社と称し、英文では、SENKO Group Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物自動車利用運送および運送取次事業
- (3) 鉄道利用運送および運送取次事業
- (4) 倉庫業
- (5) 海上運送事業
- (6) 内航海運業
- (7) 内航海運利用運送および運送取次事業
- (8) 外航海運利用運送および運送取次事業
- (9) 港湾運送事業
- (10) 航空利用運送および運送取次事業
- (11) 航空運送代理店業
- (12) 航空機給油業
- (13) 構内荷役作業
- (14) 荷造包装事業ならびに機械器具、装置等の組立および解体
- (15) 重量物の運搬、架設、設置およびこれに付随する事業
- (16) 通関業
- (17) コンサルティング事業
- (18) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理業
- (19) 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、内装工事業、機械器具設置工事業
- (20) 下記物品の輸出入および販売業
 - (イ) 石油およびその他燃料類、石油製品、化学品、合成樹脂、電子材料、合成繊維、繊維原料、塗料
 - (ロ) 建築資材、鉄鋼材、包装資材、運搬資材、合板、紙製品、製紙原料
 - (ハ) 食料品、酒類、飲料水、衣料品、日用雑貨、洋品雑貨、寝装品、事務用品、防火器具、貴金属、家具

(二) 自動車、自動車部品、産業用運搬車両、荷役運搬機械、電子機器、通信機器、自動販売機、家庭用電気製品、空調機器

- (21) 古物売買業
- (22) 自動車分解整備事業
- (23) 総合リース業
- (24) 損害保険代理業
- (25) 自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業
- (26) 生命保険募集に関する業務
- (27) コンピューターによる情報処理ならびにソフトウェアの開発および販売、情報通信サービスの提供
- (28) 労働者派遣事業
- (29) 文化施設、スポーツ施設、レストラン、喫茶店および宿泊施設の経営ならびに賃貸業
- (30) 産業廃棄物処理業
- (31) 職業教育訓練施設の運営
- (32) 発電および売電に関する事業
- (33) 有価証券等の取得、保有および処分
- (34) 投資運用業
- (35) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- (36) 介護事業ならびに高齢者向け施設運営事業
- (37) 農産物の生産、加工および販売
- (38) 前各号に関連する一切の業務ならびにこれに必要な事業の投資

2 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ

て電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、294,999,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

- 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

- 第 32 条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

- 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の前項の金銭には利息をつけない。

1951年7月25日	变	更	2013年6月27日	变	更
1953年1月31日	变	更	2014年6月27日	变	更
1953年6月1日	变	更	2015年6月26日	变	更
1954年1月30日	变	更	2016年4月1日	变	更
1955年2月10日	变	更	2016年6月28日	变	更
1955年11月29日	变	更	2017年4月1日	变	更
1958年5月30日	变	更	2018年6月27日	变	更
1960年5月27日	变	更	2022年6月28日	变	更
1960年11月29日	变	更	2023年3月1日	变	更
1961年5月30日	变	更			
1962年5月30日	变	更			
1962年11月29日	变	更			
1963年5月30日	变	更			
1964年11月28日	变	更			
1966年11月29日	变	更			
1970年11月27日	变	更			
1971年5月28日	变	更			
1972年11月29日	变	更			
1973年10月1日	变	更			
1975年5月29日	变	更			
1982年6月30日	变	更			
1989年6月29日	变	更			
1991年6月27日	变	更			
1992年6月26日	变	更			
1994年6月29日	变	更			
1996年6月27日	变	更			
1998年6月26日	变	更			
2000年6月29日	变	更			
2002年6月27日	变	更			
2003年6月27日	变	更			
2004年6月29日	变	更			
2006年6月29日	变	更			
2007年6月28日	变	更			
2009年6月26日	变	更			
2011年6月29日	变	更			